

○宜野湾市生活環境保全条例施行規則

昭和49年4月10日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は宜野湾市生活環境保全条例(昭和48年宜野湾市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(騒音発生施設)

第2条 条例第2条第6号の規定による施設等は別表第1に掲げるとおりとする。

(特定建設作業)

第3条 条例第2条第7号の規定による作業は別表第2に掲げる作業とする。

(指定工場等)

第4条 条例第2条第8号に掲げる工場及び事業場は大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第2条別表第1、同第3条別表第2、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第1条及び別表第1に掲げるとおりとする。

(平27規則16・一部改正)

(規制基準)

第5条 条例第2条第9号の規定による規制基準のうち騒音に関する基準は別表第3に掲げるとおりとし、その他に関する基準は県条例及び関係法令に定めるとおりとする。

(産業廃棄物)

第6条 条例第2条第10号の規定による廃棄物は別表第4に掲げるとおりとする。

(騒音発生施設の届出)

第7条 条例第23条の規定による届出は様式第1号による届出書によつてしなければならない。

(経過措置に伴う届出)

第8条 条例第24条の規定による届出は様式第2号による届出書によつてしなければならない。

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第9条 条例第25条の規定による届出は、その届出に係る条例第23条第3号に掲げる事項の変更にあつては様式第3号、条例第23条第4号に掲げる事項の変更にあつては様式第4号による届出書によつてしなければならない。

(受理書)

第10条 市長は条例第23条、第24条及び第25条の届出を受理したときは様式第5号による受理書を当該届出をした者に対し交付するものとする。

(平27規則16・一部改正)

(氏名の変更等の届出)

第11条 条例第27条の規定による届出は、その届出に係る条例第23条第1号及び第2号に掲げる事項の変更にあつては様式第6号、騒音発生施設の全ての使用の廃止の届出にあつては様式第7号による届出書によつてしなければならない。

(平27規則16・一部改正)

(承継の届出)

第12条 条例第23条及び第24条の規定による届出をしたものからその届出に係る騒音発生施設の全てを譲受け又は借り受けた者は、当該施設に係る届出をした者の地位を承継したものとみなす。また相続、または合併があつたときは相続人または合併後存続する法人、若しくは合併により設立した法人は当該届出をした者の地位を承継したものとみなし様式第8号による届出をしなければならない。

(平27規則16・一部改正)

(特定建設作業の実施の届出)

第13条 条例第29条第1項及び第2項の規定による届出は様式第9号によつてしなければならない。

(拡声機使用の制限)

第14条 条例第31条第1項の規定による区域とは別表第5に掲げる施設の周囲50m以内とする。

2 条例第31条第1項の規定による場合とは別表第6に掲げるとおりとする。

3 条例第31条第2項の規定による場合とは別表第7に掲げるとおりとする。

4 条例第31条第2項の規定による事項とは別表第8に掲げるとおりとする。

(深夜騒音等の規制)

第15条 条例第32条の規定による営業は別表第9に掲げるとおりとする。

(土地開発の協議)

第16条 条例第34条第1項の規定に基づいて、土地開発を行なおうとする者(以下「施工者」という。)が市長と行なう協議は次の区分により行なわなければならない。

(1) 条例施行の日前に用地を取得しているもの、土地開発に着手しようとしているとき。

(2) 条例施行の日以後に用地の取得を行なうもの、土地開発の用に供するため土地を取得しようとするとき及び土地開発に着手しようとするとき。

(3) 借地によるもの、土地開発に着手しようとするとき。

(4) 前3号に該当しないもの、土地開発に着手しようとするとき。

2 施工者は土地開発協議書様式第10号を市長に提出しなければならない。

(指示)

第17条 市長は施工者から前条第1項に規定する協議があつたときは条例第34条第1項各号に掲げる事項について環境保全のため必要な事項を当該施工者に指示するものとする。

2 前項に規定する環境保全のための必要な基本的事項については市長が別に定める。

(協議済証)

第18条 前条の規定に基づいて市長が行なう指示を受諾した者が工事に着手するとき、市長は当該施工者に対して土地開発協議済証(様式第11号、以下「協議済証」という。)を交付するものとする。

2 協議済証の交付を受けた施工者は施工場所の見易い場所にその協議済証の写を掲示しなければならない。

3 施工者は前条の指示に従い、工事に着手しようとするとき及び当該工事を完了したときは、それぞれ様式第12号及び様式第13号を市長に提出しなければな

らない。

(土地開発協定)

第19条 条例第34条第2項に規定する土地開発協定は次に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) 土地の確保及び開発目的に関する事項
- (2) 公共施設等の整備に関する事項
- (3) 文化財及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 公害及び災害防止のための措置並びに環境衛生の確保に関する事項
- (5) 土地開発に係る施設の設置及び維持管理に関する事項
- (6) 協定の履行の確保に関する事項
- (7) その他土地開発協定に関する事項

(書類の提出部数)

第20条 条例による書類提出部数は正本にその写し3通を添えて4部提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第21条 条例第52条第2項の規定による身分証明書は様式第14号に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、昭和49年4月10日から施行する。

附 則(平成27年3月31日宜野湾市規則第16号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

(平27規則16・一部改正)

項目	番号	施設又は作業の名称
第1	一	金属加工機械
		1 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの。)
		2 製管機械

3 ベンディングマシン(ロール式のものであつて原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

4 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

5 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)

6 せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

7 鍛造機

8 ワイヤーフォーミングマシン

9 ブラスト(タンブラスト以外のものであつて密閉式のものを除く。)

10 タンブラー

11 切断機(といしを用いるものに限る。)

二 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 建設用資材製造機械

1 コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)

2 アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)

六 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

七 木材加工機械

1 ドラムバーカー

2 チツパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに

第 2

- 限る。)
- 3 碎木機
- 4 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 5 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 6 かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- 八 抄紙機
- 九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 十 合成樹脂用射出成形機
- 十一 鋳型造形機
- 一
  - 1 動力を使用する碎石機(建設現場に設置するものを除く。)
  - 2 動力を使用するじやり選別機
  - 3 木材用の動力のこぎり機(動力0.75キロワット以上のものに限る。)又は動力かな盤(動力0.75キロワット以上のものに限る。)
  - 4 アスファルトプラント
  - 5 コンクリートプラント(容量0.3立方メートル未満のものに限る。)
  - 6 圧縮機(動力2.25キロワット以上、7.5キロワット未満を用いるものに限る。)
  - 7 送風機(動力2.25キロワット以上を用いるものに限る。)
  - 8 デイゼルエンジン(出力7.5キロワット以上のものに限る。)又はガソリンエンジン(出力7.5キロワット以上のものに限る。)

第 3	一	9	動力を使用するプレス機械
		10	動力を使用するシャーリングマシン
		11	ポータブルグラインダー
		12	カッタグラインダー
		13	動力を使用する織機又は編機
		14	冷凍冷蔵機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		15	スチームクリーナー
		1	板金(0.5ミリメートル以上の材料を用いるものに限る。)又は製かんの作業
		2	鉄骨又は橋梁の組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
		3	鋼製船舶の建造又は修理の作業
		4	合成樹脂の成型の作業
		5	ガスを用いる金属の切断の作業

別表第 2

(平27規則16・一部改正)

特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びよう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)

- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力の80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力の70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力の40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

別表第3

(平27規則16・一部改正)

騒音発生施設等において発生する騒音の規制基準

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第一種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第二種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第三種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第四種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

ただし、この表に掲げる第二種区域、第三種区域、又は第四種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、第1条の6に規定する介護老人保健施設及び第2条に規定する助産所(診療所及び助産所については、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- (5) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設  
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目		規制基準
騒音の大きさ		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
作業ができない時間	一号区域	午後7時から午前7時
	二号区域	午後10時から午前6時
一日の作業時間	一号区域	10時間以内
	二号区域	14時間以内
同一場所における作業時間		連続して6日以内
日曜・休日における作業		禁止

一号区域：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された区域のうち次のいずれかに該当する区域として市長が指定した区域であること。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であ

ること。

ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、第1条の6に規定する介護老人福祉施設及び第2条に規定する助産所(診療所及び助産所については、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、図書館法第2第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の敷地の概ね80メートルの区域内であること。

二号区域：同法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

#### 別表第4

(平27規則16・一部改正)

##### 産業廃棄物

- 1 紙くず(パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なうものに限る。)、出版業(印刷出版を行なうものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。)
- 2 木くず(木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。)
- 3 繊維くず(繊維工業(衣服、その他繊維製品製造業を除く)に係るものに限る。)
- 4 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- 5 ゴムくず
- 6 金属くず
- 7 ガラスくず及び陶磁器くず
- 8 鋳さい
- 9 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要

物

- 10 動物のふん尿
- 11 動物の死体
- 12 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであつて集じん施設によつて集められたもの
- 13 燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各項に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの

#### 別表第5

(平27規則16・一部改正)

拡声機の使用制限区域

- 1 学校教育法第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設
- 3 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 4 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、第1条の6に規定する介護老人保健施設及び第2条に規定する助産所(診療所及び助産所については、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- 5 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 6 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

#### 別表第6

拡声機使用制限の特例

- 1 祭礼、その他地域の慣習となつている諸行事に伴い使用する場合
- 2 公共的団体等が商業、観光宣伝を行なう場合
- 3 拡声機を屋内において使用する場合であつて周辺の生活環境をそこなうおそれがない場合。ただし、屋内から屋外に向けて使用する場合を除く。

#### 別表第7

広報その他公共のために使用する場合

別表第8

(平27規則16・一部改正)

- 1 午後8時から翌日の午前7時までは拡声機を使用しないこと。
- 2 事業活動に伴って使用する場で、条例第31条第1項に規定する使用制限地域における音量は、騒音規制法に基づき市長が告示した規制地域毎の規制基準の範囲内とする。

別表第9

(平27規則16・一部改正)

深夜騒音規制の対象となる飲食店等

- 1 次に掲げる飲食店営業以外の飲食店
  - ア 自動車、軽車輛等に設けて営む飲食店
  - イ 専ら仕出を目的として営む飲食店
  - ウ 事業所等において、その従業員に専ら利用させるために営む飲食店
  - エ ホテル又は旅館において、その宿泊客に専ら利用させるために営む飲食店
- 2 遊泳場
- 3 ボーリング場
- 4 バツテイング練習場
- 5 アイススケート場
- 6 ゴルフ練習場
- 7 ダンスホール
- 8 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第1号

騒音発生施設設置届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

宜野湾市生活環境保全条例第23条の規定により、騒音発生施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容		※ 施設番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
△騒音の防止の方法	別紙のとおり	※ 備 考			
騒音発生施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備 考

- 1 騒音発生施設の種類の欄には宜野湾市生活環境保全条例施行規則別表第1に掲げる項番号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音機の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。

様式第2号

騒音発生施設使用届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

宜野湾市生活環境保全条例第24条の規定により、騒音発生施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号			
常時使用する従業員数		※ 審査結果			
△騒音の防止の方法	別紙のとおり	※ 備 考			
騒音発生施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

備 考

- 1 騒音発生施設の種類欄には宜野湾市生活環境保全条例施行規則別表第1に掲げる項番号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。

様式第3号

騒音発生施設の種類ごとの数変更届出所書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

宜野湾市生活環境保全条例第25条の規定により騒音発生施設の種類ごとの数の変更について次のとおり届けます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号						
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日					
		※ 施 設 番 号						
		※ 審 査 結 果						
		※ 備 考						
騒音発生 施設の 種類	型 式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)

備 考

- 騒音発生施設の種類ごとの数に変更がある場合であつても条例第25条ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該騒音発生施設の種類については記載しないこと。
- 騒音発生施設の種類の欄には、宜野湾市生活環境保全条例施行規則別表第1に掲げる項番号並びに名称を記載すること。
- ※印の欄には記載しないこと。

様式第4号

騒音の防止の方法変更届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

宜野湾市生活環境保全条例第25条の規定により、騒音の防止の方法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受理年月日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変更前	変更後	※ 施設番号
	別紙のとおり		※ 審査結果
			※ 備 考

備 考

- 1 騒音防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること、また変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。

様式第5号

受 理 書

第 号

昭和 年 月 日

殿

宜野湾市長

印

昭和 年 月 日騒音発生施設届出書(騒音発生施設使用届出書、騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書、騒音の防止の方法変更届出書)を受理しました。

様式第6号

氏名(名称、住所、所在地)変更届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので宜野湾市生活環境保全条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 の 理 由				

備 考

- 1 ※印の欄には記載しないこと。

様式第7号

騒音発生施設使用全廃届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

騒音発生施設のすべての使用を廃止したので、宜野湾市生活環境保全条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
使用全廃の年月日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
使用全廃の理由		※ 備 考	

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

様式第8号

承 継 届 出 書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

届出者

住 所

氏 名

印

騒音発生施設に係る届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	年 月 日	※ 施設番号	
被承継者	氏名又は名称	※ 備 考	
	住 所		

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

様式第9号

特定建設作業実施届出書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

住所 電話番号  
氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名 印

特定建設作業を実施するので宜野湾市生活環境保全条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の場所				
特定建設作業に使用される宜野湾市生活環境保全条例別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
				日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
				時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			

届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
※ 受 理 年 月 日	
※ 審 査 結 果	

備 考

- 1 この届出書は宜野湾市生活環境保全条例別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、宜野湾市生活環境保全条例別表2に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

様式第10号

土 地 開 発 協 議 書

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称、代  
表者の氏名及び主たる事務所  
の所在地)

宜野湾市生活環境保全条例第34条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 目的又は事業名
- 2 事業計画(用地取得の場合は計画概要)
- 3 工事施工者
- 4 工事実施(用地取得年月日 年 月 日)予定時期  
着 工 年 月 日  
完 了 年 月 日
- 5 土地の所在及び地目別面積
- 6 取得した土地に関する権利の種別  
所有権 地上権 賃借権 その他

添付書類

- 1 事業計画書 { 目的及び効果、施設、計画 資金計画 } 等記載のこと  
{ 営業計画、附帯施設計画、補償対策 }
  - 2 図書類  
位置図 1/2,500以上 土地利用計画図1/500以上  
造成計画平面図1/500以上 字 図1/600  
断面図1/500以上  
排水施設平面図1/500以上 給水施設平面図1/500以上  
断面図1/500以上  
排水同意書
- ※ 用地を取得するときに行なう協議については、3項及び添付書類(位置図を除く)を省略することができる。

様式第11号

協 議 済 証

宜野湾市生活環境保全条例に基づく協議済証		宜野湾市長	名
協 議 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
施 工 場 所			
協議を行なった者の住所氏名 (名称及び代表者名)			
工事施工者の住所氏名 (名称及び代表者名)			
工 事 予 定 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		

備考 この協議済証と同一内容の協議済証(縦80cm以上、横120cm以上)を作成の上、施工場所の見易い場所に掲示して下さい。

様式第12号

工 事 着 手 届

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所  
氏 名 印  
〔法人にあつてはその名称、代表者の〕  
氏名及び主たる事業所の所在地

年 月 日付第 号で協議が済みしました(開発)(建築)に係る工事に着手しますので、下記のとおり届けます。

記

工事施工場所					
工事年月日	着 完	手 了	年 年	月 月	日 日
工事施工者	住 所				
	氏 名				
	連絡場所	TEL			
現場管理者	住 所				
	氏 名				
	連絡場所	TEL			

様式第13号

工 事 完 了 届

昭和 年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつてはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

年 月 日付第 号で協議が済みしました(開発)(建築)に係る工事を完了しましたので、下記のとおり届けます。

記

- 1 工事施工場所
- 2 工事完了年月日  
(着手 年 月 日)

様式第14号

表

宜野湾市生活環境保全条例第52条第2項の規定による身分証明書			
職名及び氏名			
年	月	日生	
年	月	日発行	
宜野湾市長			印

裏

宜野湾市生活環境保全条例抜すい

第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害発生施設及び作業等について必要な報告を求め、職員をして指定工場等、工事現場、建築物の敷地等に立入り、使用する燃料及び原料、関係書類、機械設備、建築物、建物の敷地、その他の物件及び土地並びにその場所で行なわれている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行なわせることができる。

2 前項の規定により、立入検査等を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号